

安心して暮らし続けるために



社会福祉法人
三次市社会福祉協議会

権利擁護センターもみじ

成年後見制度の利用を 支援します



【成年後見制度の身近な相談窓口として】

- ① 成年後見制度の説明・情報提供等
- ② 申立手続の説明・書類の書き方などの支援
- ③ 親族後見人に対する相談・助言
- ④ 関係機関や法律の専門家との連携など

【成年後見制度の説明や相談に出向きます】

【法人（三次市社会福祉協議会）による後見人等の受任】※

【公正証書遺言の執行者になります】※

【行政機関と連携し虐待の予防および救済にあたります】

※いずれも要件に該当するか審査会で話しあいます

こんな時にはご相談ください…

- ① お金の管理が出来なくなった
- ② 大切な書類（通帳・権利証・保険証書など）を紛失してしまう
- ③ 本人がよくわからないまま契約をし、訪問販売などで不要な商品を購入してしまう
- ④ 福祉サービスや、施設・病院への入所・入院の契約がよくわからず困っている
- ⑤ 将来、自分の判断能力が低下した後の生活のことが心配
- ⑥ 子どもに障がいがあり、親が亡くなった後の子どもの生活が心配 … などなど

相談・受付窓口



社会福祉法人

三次市社会福祉協議会
権利擁護センターもみじ

〒728-0013 三次市十日市東3-14-1

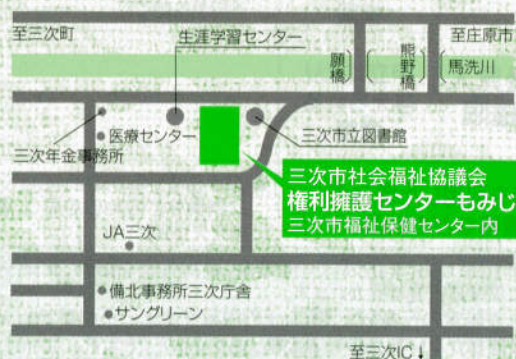
三次市福祉保健センター内

電話 (0824) 63-8975

FAX (0824) 62-6827

E-mail: mycity3@ca.wakwak.com

※月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
(祝祭日・年末年始は休み)



成年後見制度は

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断力が不十分な方々が、いろいろな手続きや契約をするときに、不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

大きく分けると
**法定後見制度と
任意後見制度の
2つがあります**

法定後見制度は

判断力が不十分な方のために、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人（後見人・保佐人・補助人）に選任し、本人を保護・支援する制度です。

任意後見制度は

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人が「任意後見人」にふさわしい人（任意後見受任者）やその人に頼む内容（財産管理や療養看護など）を決めておく制度です。公証人の作成する公正証書で契約を結びます。

法定後見制度の3種類

		後 見	保 佐	補 助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立により与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—

※1 民法13条1項にあげられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等の事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項にあげられている同意を要する行為に限定されません。